

令和6年度 重要事項説明書（二葉園保育所）

1. 施設の目的及び運営の方針

○ 施設の概要

名 称：二葉園保育所

所在地：鹿児島市新屋敷町23-29

○ 目的：児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行う

○ 運営の方針：児童福祉法、子ども子育て支援法、その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する

2. 提供する保育の内容

○ 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供する

◎ 一人一人の個性を大切にしながら、子供が自発的、意欲的に関われる様な環境の構成とそこにおける子どもの主体的な思い、活動を大切に、幼児期にふさわしい体験が得られるよう生活、遊びを通して総合的な保育を行う

○ 食物アレルギーの除去に関しては、医師の指示書及び診断書に基づき、保護者との話し合いの上、実施する

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

○ 各年度の年齢別受け入れ児童数により、員数は変動する

(1) 施設長 1名（常勤専従）

職員及び業務の管理を統括し、職員に対し必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

施設長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する

(3) 保育士 15名（常勤専従10名 非常勤 5名）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う

(4) 栄養士 1名（常勤専従）

利用児童の発達の段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳以上の幼児食に係る献立を作成する

(5) 調理員 2名（常勤専従 2名）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する

4. 保育を行う日及び時間等

○ 保育を行う日

月曜日から土曜日迄とする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日迄）、年度末（3月30日から31日迄）及び祝祭日、台風等の災害で施設長が休園の必要があると判断した場合を除く

※ 当園は、洪水浸水想定区域に指定されています。

○ 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時迄の範囲内で、時間外保育を提供する

○ 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分迄又は16時30分から19時迄の範囲内で、時間外保育を提供する

5. 保護者の負担について

○ 特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、施設長が保護者に負担させることが適当と認められたもの

○ 金額は販売価格等により変動する

- (1) 副食費 月額 4,500 円 3・4・5 歳 (減免制度有り)
- (2) 制服代 (3歳以上児) 3,500 円 (セーラー) 3,580 円 (ズボン) 4,000 円 (スカート)
- (3) 体操服代 (3歳以上児) 2,260 円 (上着) 1,840 円 (ズボン)
- (4) 帽子代 1,200 円 (日よけ付)
- (5) 教材費他 300 円 (粘土ケース) ・ 580 円 (シール帳)
- (6) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 (保護者負担分) 210 円
- (7) その他

※ 徴収時期 (1) (2) (3) (4) 年度初め・随時 (5) 4～5月

6. 利用定員

法第19条第1項第2号に規定する子ども	40名
法第19条第1項第3号に規定する子どものうち満1歳以上の子ども	20名
法第19条第1項第3号に規定する子どものうち満1歳未満の子ども	10名

7. 利用の開始及び終了に関する事項等

利用の開始

○ 本園が鹿児島市から保育の実施について委託を受けた時

利用の終了

- 園児が小学校に就学した時
- 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時
- 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

8. 緊急時における対応方法（避難場所）及び非常災害対策

- 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。
- 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする
- 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- 本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに園児及びその保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。（下記☆参照）
- 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。
- 本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。

☆ 園児の安全を確保する為、あらかじめ定めた大規模災害時の行動手順に基づき、適切な対応や行動をとる。但し、地震・火災時は他施設の被災状況及び情報等を考慮し、施設長（代行者）の判断を優先させる。

- 1、 風水害 避難先 本館3F保育室
- 2、 地震 避難先 園庭 状況により中央警察署・甲東中学校・関係機関（市役所等）の指定する場所
- 3、 火災 避難先 園庭 状況により中央警察署・甲東中学校・関係機関（市役所等）の指定する場所
- 4、 津波 避難先 本館3F保育室・本館屋上

※ 当園は洪水浸水想定区域に指定されている為、大雨等による避難勧告、避難指示が発令された時点で、開園見合わせもしくは休園、お迎えを依頼する事になる

※ 津波警報が発令されたら、地震等による建物被害が発生し到達予測まで時間があっても、移動場所、移動方法、園児数を考慮し、本館屋上又は本館3F保育室、避難可能な本園舎最上階に避難す

る

○ 家族等への連絡（原則、連絡よりも避難を優先させる）

- 1、 モバイルメールシステム（メール一斉送信）の活用
- 2、 災害用伝言ダイヤルサービスの活用
- 3、 避難した場合は、園舎入口もしくは園舎に張り紙、ボードで知らせる

9. 要望・相談の受付

○担当者 苦情受付担当者 主任保育士 宮本佐和子 苦情解決責任者 施設長 上ノ町康二
第三者委員 法人監事 下池一則 永峯更一 弁護士 保澤亨平

○受付方法 苦情受付担当者は、保護者からの苦情受付に際して、苦情の内容・苦情申出人の要望・第三者委員への報告の要否・苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち会いの要否を苦情申出人に確認し、記録する

苦情申出は、様式によらない文書、口頭による申出によっても受け付ける

○公表 苦情・相談に関する処理解決は、当園ホームページ、福祉サービスに関する相談・苦情にて公表する

10. 保険に関する事項

○加入保険の種類 保育園賠償責任保険（全国私立保育園連盟）

○加入保険の内容・補償金額 対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円

11. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

○ 当園が扱う個人情報の重要性に鑑み、その適正な保護を行うために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令、守秘義務に関する法令、その他の関係法令を遵守する

特に市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する